

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一八八）

〔告 示〕

○民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約へのアルメニア共和国及びモルドバ共和国の加入に関する件（外務二九一）

○アフガニスタン・イスラム共和国における第三次農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同二九二）

○フアイサラバード下水・排水能力改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九三）

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁二七）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件
（農林水産二一〇六）

○電気事業法第八十九条の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件（経済産業一八五）

○福島県田村市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件
（環境一二四〇一二六）

○道路に関する件
（中部地方整備局一四八、一四九）

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件
（近畿地方整備局一六八）

○道路に関する件（北海道開発局八五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 金融庁 復興庁 法務省

〔官庁報告〕

国土調査の成果の認証の公告
（国土交通省）

〔公 告〕

官庁
押収物還付、金融商品取引業者に対する行政処分、解散命令関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百十八号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年八月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則（昭和二十六年厚生省令第一号）の十五條の九に次のただし書を加える。

ただし、高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室（以下「無菌調剤室」という。）を有する薬局の薬局開設者が、無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者から依頼を受けて、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師に、当該無菌調剤室を利用した無菌製剤処理を行わせるときは、この限りでない。

第十五條の九に次の一項を加える。
2 前項ただし書の場合においては、当該無菌調剤室を有しない薬局の薬局開設者は、当該無菌調剤室を有しない薬局で調剤に従事する薬剤師の行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、事前に、当該無菌調剤室を有する薬局の薬局開設者の協力を得て、指針の策定、当該薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

第十五條の十二中「薬剤師に」の下に「その薬局で」を加える。

告 示

○外務省告示第百九十一号
アルメニア共和国政府及びモルドバ共和国政府は、昭和四十年十一月十五日にハーグで作成された「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の加入書を、それぞれ、平成二十四年六月二十七日及び同年七月四日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年二月一日にアルメニア共和国及びモルドバ共和国について、それぞれ効力を生ずる。

（平成二十四年七月十一日付けオランダ王国外務省通告）

平成二十四年八月二十二日
外務大臣 玄葉光一郎